

「自由利用マーク」について



文化庁著作権課

「自由利用マーク」とは？

著作物を創った人（著作者）が、自分の著作物を他人に自由に使ってもらってよいと考える場合に、その意思を表示するためのマークです。

どんな利用ができるかは、マークによって異なります。

「自由利用マーク」には、次の3つの種類があります。



「プリントアウト・コピー・無料配布」OKマーク

「プリントアウト」「コピー」「無料配布」のみを認めるマーク
(変更、改変、加工、切除、部分利用、要約、翻訳、変形、脚色、翻案などは含まれません。そのまま「プリントアウト」「コピー」「無料配布」をする場合に限られます)
(会社のパンフレットにコピーして配布することなどは、営利目的の利用ですが、無料配布であればできます)



「障害者のための非営利目的利用」OKマーク

障害者が使うことを目的とする場合に限り、コピー、送信、配布など、あらゆる非営利目的利用を認めるマーク
(変更、改変、加工、切除、部分利用、要約、翻訳、変形、脚色、翻案なども含まれます)



「学校教育のための非営利目的利用」OKマーク

学校の様々な活動で使うことを目的とする場合に限り、コピー、送信、配布など、あらゆる非営利目的利用を認めるマーク
(変更、改変、加工、切除、部分利用、要約、翻訳、変形、脚色、翻案なども含まれます)

マークを付けるみなさんへ

あなたが創った著作物を、多くの人々に広く利用してもらいたいとき、「自由利用マーク」を使うと、その意思表示が容易になります。

「自由利用マーク」を付けるときのチェック事項

Check 1

あなた自身が創った著作物ですか？

- ・マークを付けることができるのは、著作者（著作物を創った人）です。他者に頼んで著作物を創ってもらった人は、著作者ではありません。（未成年者の場合は親権者の同意が必要です）

Check 2

マークの意味をよく理解していますか？

- ・「マークを付けるときの注意」（文化庁のホームページに掲載）をよく読んで、マークの意味をよく理解してください。
- ・マークによる意思表示は撤回が困難です。（期限を付けることはできます）
- ・どの著作物にマークが付けられているかが分かるよう、マークを付ける位置に注意しましょう。

Check 3

他人の肖像や著作物は含まれていませんか？

- ・他人の著作物にマークを付けることはできません。
 - ・ホームページのような「編集物」の場合は、「全体」の著作者と個々の「部品」の著作者が異なる場合が多いので、マークは各「部品」ごとに付けてください。
 - ・動画や音楽の場合は、あなたが作ったコンテンツであっても他人の権利が関係する場合が多いので、マークを付けないでください。
- ・他人が写っている写真などにマークを付けるときは、写っている人全員の同意を得てください。

Check 4

マークを付けた後もきちんとチェックを！

- ・いつ、どの著作物に、どのマークを付けたのか、しっかり記録しておきましょう。
- ・権利を他人に譲るときは、引き続きマークが有効になるような契約をしてください。

*各チェック事項の詳細は、文化庁ホームページ（www.bunka.go.jp/jiyuriyo）をご覧ください。

マークのある著作物を利用するみなさんへ

マークが示す目的・方法の範囲内であれば、改めて著作者に連絡したり、利用料を支払ったりせずに、その著作物を利用できます。

マークのある著作物を利用するときのチェック事項

Check 1

マークの意味をよく理解していますか？

・「マークのある著作物を利用するときの注意」(文化庁のホームページに掲載)をよく読んで、マークの意味をよく理解してください。

Check 2

利用の目的・方法は、マークが示す範囲内ですか？

- ・利用の目的・方法がマークが示す範囲内であることを、よく確認してください。
- ・期限が付けられている場合は、期限後の利用はできません。
- ・著作者の名前が表示されている場合は、利用に際してもそれを記述してください。
- ・著作者の社会的な評判や名誉を傷つけるような使い方は、してはいけません。

Check 3

「あれっ？」と思うことはありませんか？

- ・次のような場合は、念のため著作者に確認しましょう。
 - ・マークの位置があいまいで、どの著作物を使えるのか、よく分からないとき
 - ・有名なアーティストの作品(市販品)の場合など、マークが不正に付けられた疑いがあるとき
 - ・自分がしたいことが、マークの目的・方法の範囲内かどうか、よく分からないとき

*各チェック事項の詳細は、文化庁ホームページ(www.bunka.go.jp/jiyuriyo)をご覧ください。

マークの意味は？

これらのマークは以下の利用行為を対象にしています。

「プリントアウト・コピー・無料配布」OKマーク

利用の目的：何でもよい（社内会議用の資料、会社のパンフレットなどに使う場合も、無料配布であれば営利目的でもよい）

利用の方法：「プリントアウト」「コピー」「無料配布」のみ

- 注
- ・「送信」は含まれない
 - ・コピーの媒体は、紙、テープ、CD-R、ハードディスクなど、何でもよい（媒体変換や、デジタル アナログなどの方式変換も可能）
 - ・「無料配布」には、「無料貸出し」も含まれる
 - ・「無料配布」では、紙代や送料などの「実費」も徴収してはいけない

改変・切除等：変更、改変、加工、切除、部分利用、要約、翻訳、変形、脚色、翻案などできない（そのまま「プリントアウト」「コピー」「無料配布」する場合のみOK）

「障害者のための非営利目的利用」OKマーク

利用の目的：障害者のみが使うことを目的とする場合に限る（非営利目的に限る）

利用の方法：何でもよい

- 注
- ・プリントアウト、コピー、送信、貸出し、無料配布、実費の範囲での有料配布など、あらゆる利用行為が含まれる
 - ・障害者が使うためであれば、コピーなどを行う人は、障害者でなくてもよい

改変・切除等：変更、改変、加工、切除、部分利用、要約、翻訳、変形、脚色、翻案なども可能

ここでいう「障害者」とは、障害者基本法第2条の「身体障害、知的障害又は精神障害があるため、長期にわたり日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける者（てんかん及び自閉症を有する者並びに難病に起因する身体又は精神上の障害を有する者であって長期にわたり生活上の支障がある者を含む）です。

「学校教育のための非営利目的利用」OKマーク

利用の目的：学校の様々な活動で使うことを目的とする場合に限る（非営利目的に限る）
（授業だけでなく、部活動、クラブ活動、教員の研究会なども含まれる）

利用の方法：何でもよい

- 注
- ・プリントアウト、コピー、送信、貸出し、無料配布、実費の範囲での有料配布など、あらゆる利用行為が含まれる
 - ・学校の活動で使うためであれば、コピーなどを行う人は、教員・生徒でなくてもよい

改変・切除等：変更、改変、加工、切除、部分利用、要約、翻訳、変形、脚色、翻案なども可能

ここでいう「学校」とは、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校、専修学校、各種学校です。

注意！

マークが示す目的・方法の範囲であっても、次のことには注意してください。
著作者の名前が表示されている場合は、利用に際してもそれを記述してください。
著作者の社会的な評判や名誉を傷つけるような使い方は、してはいけません。

より詳しく知りたい方には・・・

文化庁のホームページ（www.bunka.go.jp/jiyuriyo）を
ご参照下さい。

お問い合わせ先：文化庁著作権課

Tel：03 - 3595 - 1336

E-Mail:chosaku@bunka.go.jp

「EYEマーク」のご紹介

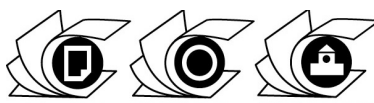


「自由利用マーク」と同様に、10年に亘って読書障害者支援を行ってきた「EYEマーク」がありますので、併せてご利用ください。「EYEマーク」は、目の不自由な人やその他の理由で活字のままでは本をはじめとする印刷媒体を読めない障害者のために、本等が出版された段階で録音図書や拡大写本を作成してもよいことを著作者が予め宣言するものです。

（問い合わせ）

EYEマーク・音声訳推進協議会

TEL: 03-3929-7809 E-mail: eyemark@anet.ne.jp



コピーOK 障害者OK 学校教育OK

利用の際は必ず下記サイトを確認下さい。

www.bunka.go.jp/jiyuriyo

このマークは本説明資料に掲載しているすべての著作物について
付けられたものです。